

社会福祉法人愛生福社会 定款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 軽費老人ホームの経営
- (ハ) 養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ロ) 老人短期入所事業の経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ニ) 認知症対応型老人共同生活介護事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人愛生福社会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を名古屋市北区鳩岡町 1 丁目 7 番地 2 0 に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 9 名以上 1 4 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、事務局員、外部委員の合計 3 名以上 5 名以内で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上8名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名以上を業務執行理事とすることができる。

4 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事が選定されている場合には業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事が選定されている場合には業務執行理事は、毎会計年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第20条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面。

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

(役員及び会計監査人の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(会長・顧問・相談役)

第25条 この法人に、任意機関として会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2 会長、顧問及び相談役は次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること

3 会長、顧問及び相談役の選任及び解任は理事会において決議する。

4 会長、顧問及び相談役の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

5 会長、顧問及び相談役の報酬は、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 1,000,000円
- (2) 名古屋市北区五反田町108番2・109番3・110番6
・110番23・110番25所在の
特別養護老人ホーム愛生苑敷地5筆(2,526.23平方メートル)
- (3) 名古屋市北区鳩岡町1丁目7番20所在の
特別養護老人ホーム鳩の丘敷地1筆(3,504.91平方メートル)
- (4) 特別養護老人ホーム田谷の里敷地5筆(7,574.43平方メートル)
①横浜市栄区田谷町字株ケ下1364番2(3,174.92平方メートル)
②横浜市栄区田谷町字株ケ下1367番1(1,839.55平方メートル)
③横浜市栄区田谷町字芝後1367番4(3.57平方メートル)
④横浜市栄区田谷町字芝後1367番5(19.39平方メートル)
⑤横浜市栄区田谷町字芝後1386番(2,537平方メートル)
- (5) 名古屋市西区中小田井3丁目389番所在の
庄内の里第2デイサービスセンター敷地1筆
(612平方メートル)
- (6) 特別養護老人ホーム安井乃郷敷地2筆
(1,205.41平方メートル)
①名古屋市北区安井一丁目1003番(1,122.65平方メートル)
②名古屋市北区安井一丁目1005番(82.76平方メートル)
- (7) 特別養護老人ホームしだみの里 敷地11筆
(21,206.91平方メートル)
①名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番96(300平方メートル)
②名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番97(18,898平方メートル)
③名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番100(238平方メートル)
④名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番104(181平方メートル)
⑤名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番136(406平方メートル)
⑥名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番137(565平方メートル)
⑦名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番138(92平方メートル)
⑧名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番139(161平方メートル)
⑨名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番140(330平方メートル)
⑩名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番144(26平方メートル)
⑪名古屋市守山区大字上志段味字東谷2079番23(9.91平方メートル)
- (8) 名古屋市北区五反田町108番地2・110番地6所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根・ルーフィング葺 5階建
特別養護老人ホーム愛生苑建物1棟(4,631.69平方メートル)
- (9) 丹羽郡大口町下小口6丁目125番地・124番地2所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根 6階建
特別養護老人ホーム及びケアハウス御桜乃里建物1棟
(5,171.11平方メートル)
- (10) 名古屋市北区萩野通1丁目26番地1所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根・ルーフィング葺 3階建
はぎのデイサービスセンター建物1棟(438.95平方メートル)
- (11) 名古屋市西区中小田井2丁目98番地、99番地所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根 7階建(5,881.29平方メートル)
のうち鉄筋コンクリート造 6階建
特別養護老人ホーム庄内の里建物1棟(4,481.30平方メートル)
- (12) 名古屋市東区筒井1丁目201番地所在の

- 鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建 (1, 491.93平方メートル)
のうち鉄筋コンクリート造 1階建
デイサービスセンター筒井建物1棟 (489.53平方メートル)
- (13) 名古屋市西区中小田井5丁目240番地所在の
鉄骨造陸屋根 2階建
グループホーム中小田井建物1棟 (506.38平方メートル)
- (14) 名古屋市北区鳩岡町1丁目7番地20所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺 5階建
特別養護老人ホーム鳩の丘建物1棟 (5, 691.99平方メートル)
- (15) 名古屋市西区中小田井3丁目389番地所在の
鉄骨造陸屋根 2階建
庄内の里第2デイサービスセンター建物1棟
(394.08平方メートル)
- (16) 横浜市栄区田谷町字株ヶ下1364番地2、横浜市栄区田谷町字芝後1367番地1・1386番地所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建
特別養護老人ホーム田谷の里建物1棟
(5, 765.55平方メートル)
附属建物
鉄筋コンクリート造陸屋根 平屋建物置
(6.00平方メートル)
- (17) 名古屋市緑区黒沢台五丁目211番地所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建
特別養護老人ホーム黒石荘建物1棟
(2, 649.30平方メートル)
附属建物
①鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建
ポンプ室・倉庫
(92.62平方メートル)
②鉄筋コンクリート造陸屋根 平屋建
機械室
(12.30平方メートル)
- (18) 名古屋市北区安井一丁目1003番地所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建
特別養護老人ホーム安井乃郷建物1棟
(1, 827.95平方メートル)
- (19) 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番地97所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建
特別養護老人ホームしだみの里建物1棟
(5, 766.36平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業及び第41条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、愛知県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、愛知県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 3 7 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 3 8 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 3 9 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 4 0 条 この法人は、社会福祉法第 2 6 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣の事業
- (2) 居宅介護支援の事業
- (3) 訪問入浴介護の事業
- (4) 配食サービスの事業
- (5) 介護員養成研修事業
- (6) サービス付き高齢者向け住宅事業
- (7) 訪問看護の事業
- (8) 診療所の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 収益を目的とする事業

(種別)

第 4 1 条 この法人は、社会福祉法第 2 6 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 調剤薬局の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第 4 2 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和 3 3 年政令第 1 8 5 号）第 1 3 条及び平成 1 4 年厚生労働省告示第 2 8 3 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第 9 章 解散

(解散)

第 4 3 条 この法人は、社会福祉法第 4 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、愛知県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を愛知県知事に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人愛生福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとし、その任期は、この定款第21条の規定にかかわらず、平成3年6月30日までとする。

理事長	石	黒	道	彦
理 事	岩	田	博	
理 事	小	沢	正	敏
理 事	安	藤	吉	松
理 事	山	田	都	企
理 事	竹	内	三喜	男
理 事	山	口	幹	雄
理 事	増	井	勇	夫

監 事	尾	形	正	之
監 事	小	柳	広	

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

この定款は、令和 2年 6月 3日から改正する。

この定款は、令和 5年 6月 29日から改正する。